

北海道、昭 50 不 49、昭 51. 4. 23

決 定 書

申立人 小樽地区労働組合会議

被申立人 伊藤被服工業株式会社

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 当事者の主張の要旨

(1) 申立人小樽地区労働組合会議（以下「樽労会議」という。）は、被申立人伊藤被服工業株式会社（以下「会社」という。）が、従業員全員を解雇して工場を閉鎖した後、まもなく、ミオタ被服の名称をもって、工場の操業を再開した行為は、申立外伊藤被服労働組合を事実上解散に迫いやり、同組合を樽労会議から脱退せしめて、樽労会議の弱体化を意図したものであり、労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する不当労働行為であると主張し、原職復帰、バックペイ、支配介入禁止、陳謝文の掲示および同文の新聞掲載を求めた。

(2) これに対して、会社は、以下のように主張した。

ア 工場の操業を再開したのは、会社ではなく、会社の前工場長 B である。

イ B は、工場の操業再開にあたり、住所不知の 1 名を除く前記被解雇者宅をすべて訪問し、就労を要請したが、全員から断られた。

ウ 仮に被解雇者が申し立てるなら格別、樽労会議が申し立てるのは理解できない。

2 樽労会議の資格の不適合

当委員会は、樽労会議の資格審査を行ったが、その結果は資格審査決定書記載のとおりで、樽労会議は、労働組合法上の労働組合とは認められない。

よって、当委員会は、労働組合法第5条第1項及び労働委員会規則第34条を適用して、主文のとおり決定する。

昭和 51 年 4 月 23 日

北海道地方労働委員会

会長 南 部 農夫治